

ものづくり産業デジタル化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、付加価値や労働生産性の向上を図るため、DXに資するデジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する市内中小企業者のモデル的な取組に対し、柏崎市DX推進ラボがものづくり産業デジタル化支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 国、県及び他の団体から同種の補助金等の交付を受けていないもの
- (4) 本補助金の交付回数が累計3回未満のもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、デジタル化を経営戦略に位置付け、DX推進ジャンプアップ事業のモデル企業の決定を受けた、DXの活用実践と企業内DX人材育成を一体的に取り組む事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) DXの活用実践 別表第1に掲げる経費
- (2) 企業内DX人材育成 別表第2に掲げる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる前条各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) DXの活用実践 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、一事業者当たりの支給額は、50万円を下限とし、200万円を上限とする。
- (2) 企業内DX人材育成 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、一事業者当たりの支給額は、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定年度の2月末日までに事

業を完了するものとし、ものづくり産業デジタル化支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、同年度の3月15日までに柏崎市DX推進ラボ協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定が8月以降となった場合は、事業の完了を交付決定年度の翌年度の2月末日に変更することができるものとし、変更した場合は、ものづくり産業デジタル化支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、交付決定年度の翌年度の3月15日までに会長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあってはものづくり産業デジタル化支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあってはものづくり産業デジタル化支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（交付の時期）

第9条 この補助金の交付は、前条の決定をした日から起算して30日以内の日とする。

（その他）

第10条 補助金に係る予算の執行に関し基本的な事項は、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）の規定に準じるものとし、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 3 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

（施行期日）

- 4 この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

（施行期日）

- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1号関係）

経費区分	内容
機械装置、器具、システム等導入費	専ら本事業のために使用される、機械装置（機械、装置、部品（センサー等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等））及び専用ソフトウェアの購入、製作、改良、据付、運搬、運用に要する経費
外注費	本事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの（機械装置・システム等の開発・設計等）の外注に要する経費
その他経費	本事業を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されたことが特定・確認できるものであって、会長が特に必要と認める経費（自社開発における人件費等）

備考

次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 消費税、振込手数料
- 2 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等）
- 3 その他本事業と関係ない経費

別表第2（第5条第2号関係）

経費区分	内容
研修費	指導・助言を受けるために依頼した研修講師への謝礼や旅費、セミナー研修や工場見学等の参加費用や旅費

備考

- 1 旅費については、公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費とする。
- 2 タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等公共交通機関以外の利用による旅費は、補助対象外とする。